

第1期松阪市地域福祉計画の評価と課題

第1節 計画策定までの経過と概要

- 松阪市では、平成17年1月に誕生した新市において全地区での地区座談会を実施し、平成17年度末から平成18年度にかけて100人委員会を開催して協議を重ねるとともに、平成19年度に「松阪市地域福祉計画編集委員会」において計画原案をまとめ、平成20年に「松阪市地域福祉計画」を策定しました。
- この計画の大きな特徴は、地区座談会や100人委員会など多くの住民が参加し、策定されたことにあります。
- 計画は、「だれもが主役 地域の絆による支え合いのまち松阪」を基本理念に掲げ、「人と人とのつながりのあるまち」(絆)、「一人ひとりが主役になれるまち」(立)、「安心して暮らせるまち」(安)、「意識を高め、学びあうまち」(学)、「歴史と文化を大切にし、伝えていくまち」(伝)を基本目標に、それを具体化するための地域が主体となって取り組む「住民主体の活動への提言」とそれを支援する「市・社会福祉協議会の取り組み」で構成しました。

第2節 計画策定後の経過

- 松阪市地域福祉計画は、全市における地域福祉活動推進の方向性を多くの住民の参加によって協議し、合意しました。
- 計画を受けて松阪市社会福祉協議会は、平成21年3月に43のおおむね小学校区ごとに「小地域福祉活動計画」の策定を支援し、小地域ごとに必要な活動プログラムを住民とともに明らかにしてきました。
- このように松阪市では、両計画の策定を通じて今後の地域福祉の目指すべき目標（地域福祉計画）とそれぞれの小地域において取り組むべき活動プログラム（小地域福祉活動計画）が策定されました。
- また、松阪市社会福祉協議会は、平成23年3月に「地域福祉活動推進計画」を策定し、小地域ごとの計画を推進するための支援体制として、市内を9つのエリアに分け、それぞれの地域担当者を配置する「地域担当制」を導入し、小地域福祉活動の推進を支援してきました。
- さらに、平成23年度には、それら3つの計画に基づく具体的な推進事業として「地域支え合い体制づくり事業」に取り組みました。同事業では、市内のモデル地区において地域社会における日常的な支え合い活動を行う体制整備の推進を図っています。暮らす地域の環境によって関わりや支援方法は形を変える必要がありますが、住民と専門職が連携・協働を深めることによって魅力ある地域づくりにつ

ながることの検証を図ってきました。

- 最後に、この間の大きな変化として、計画の基本単位であった全 43 地区で様々な地域団体を包括した「住民協議会」が設立されたことが挙げられます。住民が力を一つにし、地域課題に取り組んでいく体制が整えられたことを第 2 期計画では踏まえていく必要があります。

第 3 節 計画の評価と課題

- 松阪市地域福祉計画に定めた基本目標を達成するための「市・社会福祉協議会の取り組み」の評価は、巻末、資料編の「松阪市地域福祉計画重点施策の評価について」のとおりです。
- また、計画に定めた「100 人委員会との連携・協働」は、十分に取り組むことができず、「進行管理に住民参加を取り入れる」とした計画内容を十分に達成することができませんでした。

第 4 節 住民主体の取り組みの評価と課題

- 地域福祉計画の中で、「住民主体の取り組み」として提言した内容については、全 43 地区への住民協議会アンケート調査によって進捗を確認しました。
- 表 1 は、地域福祉計画で「住民主体の活動への提言」として提案された項目のうち、住民協議会で「実施できていない」とする割合が高かった項目です。住民協議会は、設立されて間もない地区もあるため、このアンケートだけで評価することが難しいのは言うまでもありませんが、障がいのある人との交流や子育て支援の取り組みといった、障がい者や子育て世代に対する活動が住民協議会の活動の中で十分に取り組めていない現状がうかがえます。
- また、防災マップや災害時要援護者のカルテ作成といった災害対策、助け合い活動のための情報共有や、防犯活動といった住民の関心の高い問題（第 2 章参照）についても、実施できていないとする割合が相対的に高い傾向がうかがえました。

表 1 第 1 期地域福祉計画における「住民主体の取り組み」の評価

| 項目 | 実施できていない割合 |
|-----------------------------|------------|
| 障がいのある人との交流を図る活動の推進 | 57.1% |
| コミュニティビジネスの取り組みの推進 | 55.8% |
| 子育て支援のための活動（子育てサロンなど）の推進 | 50.0% |
| 地域の人材発掘のための取り組みの推進 | 41.9% |
| 地域防災マップの作成 | 39.5% |
| 災害時要援護者カルテの作成 | 39.5% |
| 定期的な宅老所の活動の実施 | 35.7% |
| 他地域の住民協議会や地区福祉会との交流の推進 | 32.6% |
| 助け合い活動のための地域での情報共有の推進 | 27.9% |
| 防犯活動のための地域でのパトロールの実施 | 25.6% |
| 認知症の理解を進める取り組みの推進 | 25.6% |
| 隣近所・向こう三軒両隣の助け合いのための取り組みの推進 | 20.9% |
| 地域で福祉について学ぶ福祉教育の取り組みの推進 | 20.9% |

（出典）住民協議会アンケートによる

第 5 節 第 2 期地域福祉計画の方向性

- このような課題を踏まえ、平成 25 年度からの第 2 期地域福祉計画は、「松阪市地域福祉計画実践プラン」として、より「実践」を重視した内容とし、その進捗を管理していく体制をきちんと構築していくことが求められます。
- さらに、全地区で住民協議会が設立されたことを踏まえ、小地域での地域福祉の推進主体として住民協議会を中核とした地域福祉の推進体制を構築していく必要があります。
- もちろん、第 1 期計画において住民参加で決定した市や社会福祉協議会、住民が主体となって取り組む様々な活動は依然として重要なものであり、第 2 期計画はそれらの継続と推進を前提に策定することは言うまでもありません。